

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 1 号

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成 1 2 年相模原市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は」を「給与所得(所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第 7 条において同じ。)又は」に改める。

附則中第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第 6 条 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の市民税の賦課期日において本市に住所を有する者(地方税法第 2 9 4 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(同年中の給与等(所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が 5 5 1, 0 0 0 円以上 6 5 1, 0 0 0 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 8 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア及び第 1 3 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 5 5 0, 0 0 0

円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれているもの(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から、政令附則第24条第3項の規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第7条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するものがあるときは、当該該当する者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(地方税法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者

を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、政令附則第24条第3項の規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項第1号又は第2号に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、令和8年度分の市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号。以下「市税条例」という。)第9条に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、市税条例第9条に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、市税条例第9条に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、政令附則第24条第3項の規定により読み替えて適用する政令第38条第1項第1号ハに規定する令和

7年給与所得控除額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。